

令和4年度 第2回倉吉市農業委員会会議議事録

1 開催日時 令和4年5月10日(火) 午後1時30分から午後2時50分

2 開催場所 倉吉市役所 第2庁舎 3階 会議室302

3 出席委員 (27人)
会長 15番 山脇 優 委員

農業委員

1番 早田博之 委員	2番 高見美幸 委員	3番 船越省吾 委員
5番 吉村年明 委員	6番 藤井由美子 委員	7番 河野正人 委員
8番 福井章人 委員	9番 鐵本達夫 委員	10番 衣笠健一郎 委員
11番 室山恵美 委員	12番 山下賢一 委員	13番 筏津純一 委員
14番 松本幸男 委員	16番 山田有宏 委員	17番 原田明宏 委員
18番 數馬 豊 委員	19番 美田俊一 委員	

農地利用最適化推進委員

西谷美智雄 委員	涌嶋博文 委員	塚根正幸 委員	田倉恭一 委員
山本淑恵 委員	藤原 治 委員	林 修二 委員	小谷義則 委員
鳥飼 巧 委員			

4 欠席委員 (0人)

5 議事日程

第1 開会

第2 会長あいさつ

第3 議事録署名人の決定

第4 連絡・報告事項

第5 議事

議案第9号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第10号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第11号 非農地・非採草放牧地現況証明申請について

議案第12号 農地法施行令第30条の規定による農耕貸付けに係る農地法第3条の許可の適否について

議案第13号 農用地利用集積計画の決定について

議案第14号 農用地利用配分計画について

第6 その他

第7 閉会

6 農業委員会事務局職員

局長 内川 啓二

主幹 梶本 幸敬

主任 岩田 寿朗

7 会議の概要

(1) 開 会

事務局 只今より、令和4年度第2回農業委員会会議を開会いたします。はじめに山協会長にごあいさつをお願いいたします。

(2) 会長あいさつ

会 長 (会長あいさつ)

※ 議長選出

事務局 この後は農業委員会会議規則第3条により、会長が議長となり会議を進行していただきます。よろしくお願いいたします。

(3) 議事録署名人の決定

議 長 それでは本日の議事録署名人ですが、私の方から指名させていただいてもよろしいでしょうか。

(はいの声)

議 長 それでは指名をさせていただきます。10番 衣笠委員、11番 室山委員に議事録署名人をお願いいたします。

※ 欠席・遅刻届連絡委員の報告

議 長 本日は全員出席でございます。

(4) 連絡・報告事項

議 長 続きまして(4)連絡報告事項、よろしくお願いいたします。

事務局 令和4年度第2回倉吉市農業委員会会議報告及び予定事項でございます。別紙をご覧ください。(以下事務局説明)

議 長 はい、ありがとうございました。続きましてくらし農業に関する相談会の報告を早田委員お願いします。

1 番 1番 早田でございます。4月20日の日にくらし農業に関する相談会がございました。当番委員は山本さんと私で、市のほうからは内川事務局長と完田さんと立ち会っていただきました。

1枚目ですが、〇〇〇の〇〇さん。実際には〇〇にお住まいの方でございます。地震でちょっと家が悪くなって〇〇〇のほうにお住まいでございます。市内の農地に関係したことでございました。相談内容は自己所有の農地について次男に相続してほしい、相続の手続きについて教えて欲しいというようなことでございました。跡継ぎの長男さんが死亡されておりまして、次男さんは実際には市外、〇〇〇のほうに養子に行かれていますということで次男が結婚される際に財産を相続放棄するように伝えられており、ちょっと次男さんとの折り合いが悪いというようなことでございました。農地は中山間地直接支払いの対象農地でございます。現在はですね、耕耘は他の方に依頼して草刈りは自分でやっておられるというようなことでございました。13年くらい前に亡くなった長男には子どもがいて、その方にもいくらか財産を残してあげたいとい

うようなご相談でございました。妹さんもあつたりするんですけど相談ができるような状況でないようございまして、とりあえず相続の関係については司法書士に相談をしながら、自分の思いを次男さんに伝えながら次男さんの意向を確認しながら、今後どうしていくかというようなことを進めていくのが筋なのかなということで一応帰っていただきました、というようなこととございます。

2番目の〇〇〇〇〇の〇〇〇さんですが、60を越えられた長男の方にも同席してもらってのお話でございます。農業施設ついてということで現場ちょっと見たら酪農施設のようなかたちでございましたが、〇〇にある〇〇〇〇の牛舎を撤去した場合固定資産税はどうなるのかということと、農業を継承していただける酪農家ができなくなって誰か別の方に継承していただけないだろうかというような御相談でございました。

相談者の息子さんが酪農をしておられたんですが平成〇〇年に亡くなられた、〇〇の方でございます。牛舎は補助金を活用して平成〇年に建設、補助金返還はもう生じないということでございました。それと牛舎の撤去費用を見積もりしてもらったら大体500万円ぐらい掛かるかなと、下のコンクリートも含めたら1,000万ぐらい掛かるんじゃないかというということとございます。継承する農家については以前から〇〇の藤原氏に相談していたということでございましたが、藤原委員さんに聞きますと相談があったのはごく最近の4、5日前の話であったということでございますので、また藤原委員さんからもこういった御意見があったらお聞きしたいと思っております。それと〇〇〇〇〇〇が絡んでる事業ということでございまして、何か縛りがあるんじゃないかということで後で内川さんのほうから報告があると思っております。それと土地の評価についてはですね、現在農業用施設用地となっておりますして税金は確かに安いんですけども、牛舎を撤去した場合宅地並みの評価になる可能性があるということで、そういう形になると思っております。

3番目です。〇〇〇の〇〇さん、農地に関する相談ということで借りている農地の隣地に竹が生えている、竹が畑に入ってきてしまうので困っている、隣地の所有者は分からないというようなこととございました。〇〇の〇〇〇〇〇〇〇と、もう少し行った〇〇〇〇の間の〇〇〇〇〇〇〇の裏の小高い畑といいますかそういう所でございました。固定資産税が掛かっておりませんので、税務課のほうで所有者が特定できないということもございまして、それで法務局に行っていただいて登記を確認してもらったら、今の所有者がわかるんじゃないかということで帰っていただきました。実際ちょっと見たら丸竹が生えとってちょっと管理がしていないということで、実際丸竹を伐採すればなんとかなるのかなということとございます。

次に4番でございます。〇〇〇の〇〇さんから農地に関する相談です。相談者の隣地にある農地の所有者から売買の話があったと、金額は30万円、全筆で。この金額が適切な金額なのかというようなご相談がございました。状況としては区画整理によって2筆が1枚の田んぼになっておりまして、2筆とも相談者が耕作しておられて、所有者の方に賃料の支払いをしている状況でございます。実際その〇〇さんは2,200㎡ほど面積がございまして、借りとる同じ1枚の田んぼの中に773㎡という〇〇さんの土地がございまして、1反当り39万円弱という単価でございますので、それは適当な金額であろうということで今の時点でですねお互いが仲いいときに処理したらどうかいなということで、農業委員会への手続きをしながらやっていただきたいというようなことを

伝えております。これはいいチャンスじゃないかと思っております。

以上でございます、12時までできっちりかかってやらせていただきました。なら内川さん、その2番目の〇〇〇さんの関係で分かるところをお願いします。

事務局

〇〇さんのほうから御相談があったなかで、御本人さんのお話では平成〇年度建設ということで補助金返還は生じないということでしたけれども、畜舎につきましては耐用年数のこともございます。その辺り当時の〇〇事業につきましては市を通じてない補助金が交付されておまして、ちょっと詳細のほう分からないというのが実態でございます。その辺りも含めまして〇〇〇〇〇〇〇〇さんと、合わせまして県で恐らく補助金のほうが出ておりますので中部農林局の農業振興課に畜産担当の〇〇〇〇〇〇〇〇がいらっしゃるようですので、そちらのほうに今、特に財産管理台帳、例えば処分制限年月日を含めましてどのようになっているのか確認中でございます。まだちょっと回答は得られておりません。例えば処分制限が切れており、何に使ってもいいよというようなこともございますけれども、施設利用につきまして畜舎あるいはそれに近いかたち牛舎というような使い道で限定されるということでしたら、使い道の方も幅広くという訳にはいきませんので働きかけのほうが違って参ります。本人さんの方は、農業用倉庫や農業用施設で使ってもらえないかというようなことがございましたけれども、その辺りも含めましてきちっと〇〇〇〇、或いは県の畜産担当と確認を以て、今後の使い道の指導の方にあたっていきたいと思っております。以上でございます。

議長

〇〇さんの牛舎については、確かあの大型台風で一度全滅してまた建て直してその後次男の〇〇さんが亡くなった後、〇〇さんが借りて作とったはずだけでも、酪農を。〇〇さんがもう辞めるっていうことでしょうか。ですからこれが空いてきたということだと思います。はい、藤原委員どうぞ。

藤原推進委員

推進委員の藤原です。私の名前が載っておりますのでちょっと説明をさせていただきますけれども。この相談会の2日ほど前に〇〇〇さんから電話をいただきました。用件というのは、〇〇側からこの酪農家以外の畜産農家の人に利用していただくことはできんだろうかということでございます。酪農家の方が決まりかけとった訳ですけれども断念されたという経過がありまして、その他に〇〇の直営施設とか、それから〇〇の和牛であったりということ使っていただくことはできないかという相談があったということです。

酪農の関係は〇〇〇〇と〇〇さんが窓口になって進めておられます。私の方は酪農家以外の畜産農家ということで〇〇の畜産部長にもちょっと話をしました。部長のほうも知っておましてこの用件については直営施設はできないということと、それから畜産農家についてもちょっと難しいということでした。このことについては4月の22日に〇〇〇さんのほうに連絡、報告をしているところです。今後ですけれどもこれについては酪農家の可能性があるのであれば〇〇〇〇を窓口として、畜産施設としてということであれば私のほうが窓口でええと思うんですけれども、あと倉庫であったり農業施設というということになると地元の委員さんの方が窓口されたほうがええでないかなと思っております。この〇〇事業の結論ですね処分制限年限このことによっていろいろまた変わってくると思います。以上です。

議 長 はい、ありがとうございました。まあちょっと難しい面があると思います。今、酪農家が一人〇の地区に持つと、〇〇に大きなサイレージがあります。あれもかなり荒れてきてましてね、酪農家が4軒ぐらい辞めとるもんだから。まあどっちかというと酪農と和牛肥育ということでとりあえず分けてそれからでないとできんかなと思います。よろしくお願ひしたいと思います。〇〇の人も酪農も次々辞めていってね、皆自分達の所も空いてきてるし、サイレージのところも資材置場になつとるしね。酪農は今どこも大変でないかなと思います。それから〇〇の〇〇〇〇〇さんの田んぼ、とりあえず司法書士さんに相談してくださいということで話がしてあると思います。自分が管理をしとるようですけれども、かなり急傾斜の法面の田んぼがあるんですけど、以前災害で25、6年前かな直した田んぼもありますし、あまりいい田んぼじゃないもんでなかなか耕作する人がおらんみたいですね。そこまたどがになるか、財産の半分は権利があるかいな。鐵本さん、次男坊のほうに半分は権利があるかいな。

9 番 この〇〇〇さんが半分。

議 長 妹さんがおるだ。

9 番 なら2分の1を3で、6分の1だ。長男と次男とで。

議 長 長男の子どもがおれば権利がある。とりあえず司法書士に相談してって言うてあるから、相談してもらった方がいいと思いますね。

1 4 番 田んぼが値打ちがあればいいけど、司法書士の金引いたら残らんで。

議 長 処分できんもん、受け継ぐ者がおらんもん。それからこの〇〇〇〇の隣接の所有者が分からんかいな。

事務局 ちょっと、今のところは分からないですね。

議 長 それが分からんとどうにもならんでないかな、竹が生えとるところ。法務局に行くように行ってあるかいな。

1 番 はい。

議 長 〇〇〇の件、金額が全筆で30万円って書いてあるけど。

事務局 773㎡分が30万円です。2反2畝は既に所有しておられる土地です。

議 長 分かりました。

(5) 議 事

議 長 それでは続きまして(5)本日の議事について、事務局より説明をお願いします。

事務局 本日の議事についてご説明をさせていただきます。議案第9号 農地法第3条の

規定による許可申請についてでございます。議案の2ページのとおり2件の申請がございます。番号1は売買による所有権移転、番号2は贈与による所有権移転でございます。下限面積は備考欄に記載のとおりで許可要件を満たしていると考えております。

続いて議案第10号 農地法第5条の規定による許可申請についてでございます。議案4ページのとおり4件の申請がございます。番号1は〇〇地内における一般住宅の建築でございます。申請地は第1種農地で許可根拠は集落接続でございます。番号2は〇〇地内における共同住宅2棟の建築でございます。申請地は都市計画用途地域の第1種住居地域に指定されており農地区分は第3種農地ですので原則許可でございます。番号3は〇〇〇〇地内における一般住宅の建築でございます。農地区分は第2種農地で、許可根拠は集落接続でございます。番号4は〇〇〇〇〇〇地内における一般住宅の建築でございます。申請地は農振農用地区域内の農地で、3月の第12回農業委員会会議でご審議いただき、現在除外手続き中の農地です。農地区分は第1種農地で許可根拠は集落接続です。

続いて議案第11号 非農地・非採草放牧地現況証明申請についてですが議案6ページのとおり、1件の申請が出ております。

議案第12号 農地法施行令第30条の規定による農耕貸付けに係る農地法第3条の許可の適否についてです。議案8ページのとおり中国四国農政局より意見を求められているものでございます。

議案第13号 農用地利用集積計画の決定についてですが、議案の11ページから40ページまで89件の利用権設定の申し出と、41ページのとおり所有権移転が1件ございます。

議案第14号 農用地利用配分計画については48ページから49ページのとおり3件の協議がございます。本日の議案は以上でございます。

議案第9号 農地法第3条の規定による許可申請について

議長 それでは早速議事に入らせていただきます。議案第9号 農地法第3条の規定による許可の申請について委員の皆さまにお諮りいたします。議案に対する質疑を求めます、ありませんか。

(質疑なし)

議長 ないようですので、賛成の農業委員の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

議長 はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので承認いたします。

議案第10号 農地法第5条の規定による許可申請について

議長 続きまして議案第10号 農地法第5条の規定による許可の申請について皆さんにお諮りいたします。本件につきましては本日午前10時30分より、当番委員であります福井委員、田倉委員、藤井代理、内川局長、岩田主任と私の6名で現地の調査に行っておりますので、代表して田倉委員より報告をお願いします。

田倉推進委員 田倉です、それでは報告いたします。6名で現地確認をした結果、1番〇〇につきましては既に用途変更の許可が下りている状況だということのようでございます。全て1番から4番まで問題なしということでございます。

議 長 それでは皆さんにお諮りいたします。何かございませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので、議案第10号につきまして賛成の農業委員の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

議 長 はい、全員賛成でございますので承認いたします。

議案第11号 非農地・非採草放牧地現況証明申請について

議 長 続きまして議案第11号 非農地・非採草放牧地現況証明申請についてお諮り致します。本件につきましても田倉委員より報告をお願いします。

田倉推進委員 現状を確認致しましたところ車庫を建てられるようでございますが、既に工事に着手されている状況でございます。これは許可できないと、現状ではできないということです。以上です。

議 長 只今報告がございましたが現地調査の結果ですね、車庫を建てる所の半分が非農地証明がでていない所だけ。ところがまだ承認してないのにもう基礎しとるわけですね、ベタコン打って。で、これは承認できませんよということで。お父さんが出てこられて、若い方の奥さんが出てこられて話をして、本来ならこれは全部コンクリートを壊して撤去してくださいと、でないとこれは承認できませんよということで一応帰りました。それでこちらの方でまた協議させていただきます、ということで。結局宅地はいいんですけど、宅地以外を非農地証明を申請したところにも続けて基礎を打ってしまったと。自分がされておるようです、子ども達と楽しみながら鉄筋、配管したりとか。だけどこれはだめですよということで、また後日改めてこちらから連絡しますということで。コンクリートを壊して撤去して元の農地に返してもらおうか、このままなんとかするのがいいのかということをお話をしてからでないと、私達は農業委員会としては今即刻はできませんと。本来なら違反転用で撤去が必要なんですよ、ということをお話しております。

結局申請したからもういいかもと思って掛かるとるだ。事務局の方は掛かっちゃいけませんよって言ってあったんだな。だけどそれを無視してしちゃった。今ベタコン打ってる上に鉄筋を配筋して、その上にもう一遍コンクリートを打つように今鉄筋の準備をしてる。ですから鉄筋は取れるんだけど、コンクリートもめぐとなると半分は撤去してもらわないけん。土に戻してもらわないけん、それが通常の姿なので。皆さんにも意見をお伺いしたいけどどうしましょうか。

14番 許したら、みんな許さないけんようになる。

議 長

そうです、そういうことなんです。1つがいいとこれからそういうのが出て、はいOKですって言わないけんようになる可能性があるでっていう話で現場から帰ってきたんですけれども。そんなに大きな広さじゃないもんですから、畳何畳分ぐらいだったかな。4、5畳くらいかな。コンクリをめぐとすればすぐめげるけどな。普通ならめいで壊して撤去してもらって、農地の姿に戻してもらわんと許可できないということなんです。

前は駐車場にしとった家は、ストップしてとにかく一切手を付けないでください、現場にも入らないでくださいと。申請されて許可が出るまではつついちゃだめですよってことで許可した例があります。それは舗装した土地なので駐車場として使ってたから、ここはいつでも許可になるところなのですぐ手続きして申請してくださいということで。〇〇〇〇だったと思うんですけど、その〇〇〇の駐車場で。それから〇〇〇〇って昔〇〇〇に〇〇があったです。その〇〇〇の畑を車庫にするということでしかけて、それもストップしてもらって申請してくださいと。黙ってされたら違反転用で罪になりますよと社長を呼び出して、とにかく申請が下りるまでは一切中に入らないでください、トラロープ張ってくださいということでそれを確認しながら申請してもらって、許可したことがあります。

ですけどここは既にコンクリ打っちゃったんでな、どうしたもんかなという。とりあえず今月は保留はしますよということで。今松本委員が言ったようにこういう例を認めたら、みんな認めないけんようになるし。

9 番 気の毒だけど、いけんって言うしかないな。

1 3 番 申請時点でしたらいけんよって言うてあるでしょ。

事務局 申請時点というよりは、現地を確認しに行った時に作業されようとしていたのでこれ以上しないでくださいと息子さんには伝えたので。

1 3 番 そりゃいけんわいな。

議 長 もしこれで強行されるようだったら違反転用になりますよって。

西谷推進委員 今現在が違反転用じゃないですか。はっきり言えば撤去ですよな。

1 3 番 それでいいと思います。

議 長 そしたら土を戻してもらって、再度確認してということにしたらどうかなと思うです。ちょっとコンクリはようめがんでないかな、ちっちゃいユンボで作業しとるだけな。私が極端にしようと思えばその非農地証明のところのコンクリを土で埋めちゃうですわ1回。農地に見えるようにそのまま、それで許可すると、コンクリをめぐとせずに土を戻して見た目が農地ですよというぐらいまで譲歩してやったらいいかなと私は思うんです。土で隠しちゃうと全く分かりませんから。側だけ型枠が張ってあるんですよコンクリが流れんように、だからそれだけを外してそこまで土を戻してもらって農地のよう確認してあげたらどうかなと、農地だという写真を証明して撮ってね。めぐとなると素人はようめぎません、ユンボのパイを使ってガンガンめいで撤去せんととても無理です。

鉄筋の上にまだ打ってなくて良かったです。非農地証明の農地ということでたまたま土がこちらの方にユンボで持ち上げて山に積んであるんです。今のところ下までなので、私としてはそれを戻して敷いたことにしてブルーシート敷いて、上に土載せて畑にして承認したらどうかなと思うんですけどもいかがでしょうか。

14番 　　いいです。

議 長 　　そこぐらいは譲歩してあげてもいいのかなと。本当は撤去してもらいたいですけれども、そんなに大きい広いところでもないし家の裏の公然と見えるところでもないし、それぐらいのことはええかなと思って。

19番 　　この左側の図面見るとね、もう既に前から何か〇〇〇－〇の中には建ったたですな。

議 長 　　車庫が建ってってこぼしたようです。

19番 　　どこが342㎡になるんですか。

事務局 　　〇〇〇－〇が畑で342㎡の土地でございまして、その北側にある〇〇〇－〇それから〇〇〇－〇と〇〇〇－〇の隣にある〇〇〇－〇は同じ〇〇さんの敷地で3つが宅地になっているというところですよ。

議 長 　　〇〇〇－〇と〇〇〇－〇を続けちゃって右端が土のままで残してあるんです。〇〇〇－〇と〇〇〇－〇をひっつけて大体半々ぐらいで造成がしてあるんです。それで〇〇〇－〇と〇〇〇－〇はここに車が2台置いてあります。これは宅地です。だから〇〇〇の続きを同じ幅で造成をしちゃつとるということですよ、非農地証明を申請した時点で。

事務局 　　補足で説明をさせてください。〇〇〇－〇から〇〇〇－〇にかけて農機具か何かを置くような建物が前から建っていたのは事実で、半分くらいちょっと掛かってます。

議 長 　　前のページを見てください、位置図の〇〇〇－〇のところ。宅地がちょっと黒枠の中に建物が入ってるでしょう、これが農業用倉庫だったみたい。それを壊して今度は一番南側の方に寄せて長細いのを建てるということで、この〇〇〇－〇の中の半分くらいを使ってあります。

19番 　　2アール未満の届出だけでええでないかという感覚でした。農業用なら倉庫も無許可で。

議 長 　　農機具倉庫なら問題ないけど今回は車庫だって。まあ、だからさっき言ったようなことで話をさせてください、向こうと。許可できれば来月でも許可してあげたいと思います。1ヶ月待ってもらいましょう。ということでお任せりたいと思います。

議案第12号 農地法施行令第30条の規定による農耕貸付けに係る農地法第3条の許可の適否について

議長 それでは議案第12号 農地法施行令第30条の規定による農耕貸付けに係る農地法第3条の許可の適否について説明してください。

事務局 説明させていただきます。この件につきましては昨年の11月に中四国農政局のほうから、売払いにつきまして協力の依頼があったかというふうに思います。12月の農業委員会の会議にてあっせん委員を松本委員さんをお願いいたしまして、売払いもしくは貸付のあっせんを行っていただきました。その結果買受けっちゃうのはなかなかないですけど、お一人〇〇の〇〇さんという方から借受の希望がございました。その間若干時間が開きましたけれども、4月の13日になりまして〇〇さんのほうが来庁されまして、国に対する普通財産貸付申請書というものを提出がございました。それを受けまして、中四国農政局よりこの度3条の許可を得られえる者であるか否か採決を求められたというところがございます。8ページには内訳がございますけれども、田んぼと雑種地、この雑種地につきましては畦畔でございます。合計で4筆で5反あまりのものでございます。尚この中四国農政局の照会に関しましては、使用料の算定のために一番近いところの賃借料の方を教えて欲しいということがございまして、備考欄に書いておりますけれども最も近い賃貸借がございまして、1反あたり1,000円でございますけれどもそちらの情報提供も行いたいというふうに思っております。以上でございます。

議長 はい、只今説明がございました。松本委員は大変ご苦労さまでした、ありがとうございました。いい具合に借り手が見つかったようでございます。それでは皆さんにお諮りいたしますが、何かございませんか。

(なしの声)

議長 ないようですので、賛成の農業委員の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

議長 はい、ありがとうございます。承認と致します。

議案第13号 農用地利用集積計画の決定について

議長 続きまして議案第13号 農用地利用集積計画の決定についてお諮り致します。本日の農用地利用集積計画の各筆明細に該当委員に係る案件がございますので、事務局より全体の説明を受ける前に該当委員に係る案件を先に審議させていただくことに御異議ございませんか。

(なしの声)

議長 異議なしということでございますので、そのように進行させていただきます。農業委員会等に関する法律第31条の規定により該当委員の退席を求めます。11ページ番号1番と12ページ番号4番は、13番 筏津委員に係る案件で

議 長 はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので承認と致しまして、美田委員の入場を求めます。

(美田委員 入場・着席)

議 長 美田委員へ、只今の案件につきましては異議なしということで承認されたので報告いたします。

続きまして12ページ番号3番は、田倉推進委員に係る案件でございますので退席を求めます。

(田倉委員 退席)

議 長 それでは事務局説明してください。

事務局 12ページ番号3番でございます。〇〇〇の2筆1, 714㎡の賃借権の設定でございます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。以上でございます。

議 長 はい、只今説明がございました。皆さんの質疑を求めます。ありませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので、賛成の方の挙手をお願いいたします。

(賛成者 挙手)

議 長 はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので承認と致します。田倉委員の入場を求めます。

(田倉委員 入場・着席)

議 長 田倉委員へ、只今の案件につきましては異議なしということで承認されたので報告いたします。

続きまして35ページ番号73番は、18番 数馬委員に係る案件でございますので退席を求めます。

(数馬委員 退席)

議 長 事務局お願いします。

事務局 35ページ番号73番でございます。〇〇の2筆2, 967㎡の賃借権の設定でございます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。以上でございます。

議 長 はい、只今説明がございました。皆さんの質疑を求めます。ありませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので、賛成の農業委員の方の挙手をお願いいたします。

(賛成者 挙手)

議 長 はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので承認と致しますので数馬委員の入場を求めます。

(数馬委員 入場・着席)

議 長 数馬委員へ、只今の案件につきましては異議なしということで承認されたことを報告いたします。

以上で該当する出席委員の案件について審議を終わりましたので、その他の案件について審議を行います。事務局より説明をお願いいたします。

事務局 11ページに戻ります。利用権設定各筆明細等集計表につきましては、田、畑、樹園地の合計は284, 241㎡でございます。利用権設定各筆明細につきましては、11ページから40ページまでの記載のとおりでございます。

続きまして39ページをお願いします。補足ですけれども番号84番と85番です。賃借権の設定ですけれども受人が○○○○○○○○○○○○○○○でございます。代表取締役が○○○○さんでございます。この分につきましては解除条件付きということになっております。よろしくをお願いします。

続きまして41ページの所有権移転関係でございます。所有権の移転を受ける者、○○○の○○○○。所有権を移転する者、○○の○○○○○さんでございます。移転する土地は○○の1筆640㎡の畑でございます。対価は65,000円、10アールあたりですと101,562円でございます。

利用権設定を受ける者の農業経営の状況につきましては、42ページから44ページ、所有権の移転を受ける者の農業経営の状況につきましては、45ページ記載のとおりでございます。いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。以上でございます。

議 長 はい、只今議案第13号について説明がございました。議案に対する質疑を求めます。ありませんか。はい、山本委員。

山本推進委員 山本です。○○○○○○○○○さんの解除条件付きというのはこの間の話でしょうか。

事務局 この間の話と同じです。

山本推進委員 自分の土地をきれいに耕作できるようにしてから、ということですかね。

事務局 他の土地云々はないんですけれども、この農地に関して解除条件を付けておるといふ解釈でお願いできますでしょうか。

山本推進委員 何を解除される。

事務局 途中で荒らしたり、耕作しない状態になった場合は速やかに原状回復してしなければならぬという条件を付けておるといことです。

山本推進委員 本人はそれは承知しておられるんですかね。出しにこられたでしょう、書類持って。

事務局 この賃貸借契約によって解除条件付きというのは理解はしております。

山本推進委員 本人さんが。

事務局 はい。

山本推進委員 分かりました。

議 長 他にございませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので、議案第13号につきまして質疑を求めます。賛成の農業委員の方の挙手をお願いいたします。

(賛成者 挙手)

議 長 はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので承認と致します。

議案第14号 農用地利用配分計画について

議 長 続きまして議案第14号に入ります。農用地利用配分計画について皆さんにお諮り致しますが、本日の農用地利用集積計画の各筆明細に該当委員に係る案件がございますので、事務局より全体の説明を受ける前に該当委員に係る案件を先に審議させていただくことにご異議ございませんか。

(なしの声)

議 長 異議なしということでございますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により該当委員の退席を求めます。48ページ番号1番は18番 数馬委員に係る案件でございますので退席を求めます。

(数馬委員 退席)

議 長 それでは事務局説明をお願いします。

事務局 48ページ番号1番でございます。権利設定を受ける者、〇〇〇。権利設定する農用地につきましては2筆3, 076㎡の水田の配分計画で、賃借権の設定で、以下記載のとおりでございます。以上でございます。

議 長 はい、只今數馬委員の案件について説明がございました。御質問、御意見ございませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

議 長 はい、全員賛成でございますので承認と致します。數馬委員の入場を求めます。

(數馬委員 入場・着席)

議 長 數馬委員へ、只今の案件につきましては異議なしということで承認されたことを報告いたします。以上で該当する出席委員の案件について審議を終えましたので、引き続いてその他の案件について審議を行います。それでは事務局説明をお願いします。

事務局 48ページでございます。利用配分計画各筆明細につきましては、48ページの番号1番から49ページの番号3番までのとおりでございます。権利設定をする農用地につきましては合計で21筆、19,211㎡の水田でございます。配分計画を受ける者の農業経営の状況等は、50ページから51ページに記載しております。農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により倉吉市長から協議がありましたので、本会の意見を求めるものでございます。以上でございます。

議 長 はい、只今事務局より全体について説明がございました。議案に対する質疑を求めます。ありませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

議 長 はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので、承認とさせていただきます。以上で議事は終了といたします。

(6) その他

議 長 続きまして別冊、その他報告・連絡事項を御覧ください。それでは(1)農地法第5条の規定による許可を必要としない届出書について、事務局より岩田主任。

事務局 別冊のほうをご覧頂きたいと思います。2ページの農地法第5条の規定によ

非常に四苦八苦しておられまして、ちょっと勘弁してもらいたいと。〇〇〇〇さんになんとか作ってもらえんでしょうかとかだいぶ食い下がったんですけど、その一段上を〇〇さんが作っておられまして、田んぼの状況を良くご存じなわけでした非常にじゅるい田んぼだと。なかなかトラクター入れてもはまってしまいうんで、いくらあなたの頼みでも勘弁してくれということで良い話になっておりません。そういうことを含めまして5月6日に〇〇の長男さんご本人に電話しました。何とかいろんなところを当たっているんだけど田んぼの状況があまり良くないのでまだ見つかっておりませんが、何とか他の人に作ってもらえんかどうかが継続して話をしてみるとということで、一応了解は取りました。以上です。

議 長 はい、ありがとうございました。続きまして吉村委員。

5 番 この田んぼが、推進委員であります西谷さんが隣で田んぼを作っておられまして、頼んだところ無理矢理ですけども快諾とはいかんですけれども、なんとかやろうかという話になったんですけど。まあ行ってみますと西谷さんが田んぼをきれいにしよられて、その田んぼっていうのは何十年も作ってない田んぼでもものすごい草が茂った訳ですわ。中には産廃等がいっぱいありましてですね、それをものすごい人員を割いて整備されたんですけども、もうちょっと前向きな話があったら良かったんですけども、そうすれば農業委員会にかけて放棄地の農地への予算がもらえたかと思うんですけども。ただ西谷さんは今年の田んぼを作るのに間に合わんということで自分でやられたそうです。ちょっと気の毒かなと思ったです。かといって証拠があるわけでもないし、写真もないし。撮ってあればよかったけど、ないです。もしできればそういった予算が今の話だけの中で出していただけたらいいかなと思うんです。

議 長 大変気持ちは良くわかりますが、事前着工になりますので一切出ません。前もありましてね、申請が遅れてもう草を刈ってきれいにしちゃったので、それはもう根拠がないので0円です。残念ながら。そういうことですのでよろしくお願ひしたいと思います。

それから（４）の業務活動日誌について梶本主幹。

事務局 （４）の農地利用最適化業務活動日誌についてということで本来なら先月お配りしたかったんですけど、いろいろ制度等変わりましたので今回机の上に置かせていただいております。貴重な時間なんですけれども会議終了後に若干時間をいただきまして、資料を机に置かさせてもらっておりますので、後でちょっと説明したいと考えております。

続きまして令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）について説明をさせていただきます。5ページの農業委員会の状況につきましては令和4年度3月31日現在の状況でございます。かいつまんで言いますと認定農業者数は146でございます。続きまして6ページは担い手への農地の利用集積・集約化について記載しております。7ページについては新たに農業経営を営もうとする者の参入促進について記載をしております。次、IV遊休農地に関する措置に関する評価及び、次のページが違反転用への適正な対応等を記載させてもらっております。実績に基づいて記載しておりますので、お読みとりいただければというふうに思っております。

次が別紙様式1の令和4年度最適化活動の目標の設定等(案)についてでございます。この部分に関しては本来なら先月にお知らせしたかったんですけど、新しく変わっておりますのでそれで事務局としてもなかなか数字の方が入れられない状況であって、数字の方は入れましたけれども、現時点では県とすりあわせ確認作業中でございますので、ちょっと修正等あるかもしれませんがそれはご了承くださいただければと思っております。

説明をさせてもらいますけれども、まずⅠの農業委員会の状況については4月1日現在で数字のほうは当てはめておりますので問題はないかと思っております。次、Ⅱの最適化活動の目標っていうところでございます。ここからは新しく盛り込まれたことになっております。1が最適化活動の成果目標、次が遊休農地の解消ということで、目標等々を記載させてもらっております。後は次のページの(3)の新規参入の促進も、実績を踏まえて目標の方を入力させてもらっております。

続きましてここからが今日私が一番話をしたいところなんですけれども、最適化活動の活動目標ということで、推進委員等が最適化活動を行う日数目標というのです。活動日誌のほうは提出していただくのはこれまでと変わりがないんですけれども、令和4年度からの目標の設定等の中に活動日数を農業委員会事務局が盛り込んで、それを達成に向けて全国の農業委員会が進んでいくということでございます。活動日数はそれぞれの農業委員会で設定して良いんですけれども、国の説明等を聞いておりますと月に10回っていうことだったんですけれども、10回はとても心苦しいと感じておりまして、週2回活動すると想定して8日ということで設定させてもらいます。また活動日誌は後で説明させてもらいますけれども、日誌をあっせんでもカウントされるし農地の見回りとかそういった活動をして記録に残すということの日数を8と設定させてもらっております。続きまして最後の説明しますけれども、活動強化月間の設定目標を定める必要がありましてこの分に関しては11月以降に記載のとおり農業委員会で取り組む目標を設定させてもらっています。(2)の設定目標の方は記載はしておりますけれども、具体的には今度頭の中を整理して説明させていただきたいと思っております。続きまして(3)の新規参入相談会への参加目標ということで、この分に関しては農業に関する相談会を毎月しておりますが、それをですね4回10月、11月、12月、1月の予定で、今午前やっているので昼午後からもプラスアルファを盛り込んで新規参入相談も盛り込みながら相談会を開催する予定にしますので、また改めて当番委員を配置していきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひします。

話が戻ってしまって申し訳ないんですけど、推進委員等が最適化活動を行う日数目標を月に8日というふうに説明させてもらいました。この分に関しては活動日誌はこれまで3ヶ月とか定期的に出してもらってたんですけど、とりあえず皆さんが慣れるまでの間は、毎月農業委員会の時に月の分をまとめて提出していただくことを想定しておりますのでよろしくお願ひします。例えば提出がないなと思えば、私の方が電話連絡してちょっとお話しして状況等を個々に話をしながら進めていければなと考えております。この活動日数が例えば出されない方があった場合、農地利用最適化交付金の支給対象外ということになっておるということで国の制度としてそこは明白にしております。活動日数が一人でもゼロだったらその市町村の交付金は支給対象外ですよということでございました。中立委員につきましては、倉吉市の場合は活動日誌等は対象外にしていきたいと思っておりますのでよろしくお願ひします。以上でございます。

す。

議 長

今、説明がございましたけど、調査で回っておるなかで今日も〇〇〇で農地に疑わしいことがしてあるもので、調べた結果農地のままで税務課は雑種地の税金を取っとる。実際は台帳は農地になっております。そこにたくさん物が投げてあって、これを本人に対して非農地証明の申請を正式に出すように勧告しようかと思っておりますけれども。皆さんも自分の担当地区であそこに変な物が植えてあるとか、例えば太陽光がしてあるとかそういうところに農地パトロールを普段もしていただければこの活動日誌に書けますので。特に違反転用等かなりあります。そういうの確認をしてもらえれば非常にありがたいと思いますので。自分の受け持ち区域を定期的に見てもらえれば、様子が変わった農地があれば違反転用ですので、そういうのも事務局に問い合わせればすぐ分かりますので、調べれば。航空写真取ってみたり調べたりしますので、違反転用とかも用心していただければ活動日誌に書けますので、その点はよろしくお願ひしたいと思っております。無駄なことはありません。見てまわってねおかしいの結構あるんですよ、午前中調査でも今日おかしいなど、あそこは農地じゃないかと。台帳調べたら農地だと、石がいっぱい投げてあってね。そういうのも日数のうちに入りますので、8日間の中に入れてもらって結構ですので。丸々半日とか1日じゃないといかんとということではない。

事務局

全然、そういうことではありません。

議 長

1時間でも40分でも、順番に見てもらって違反があらへんかとかそういうのも見てもらえれば非常に助かります。普段からの観察が大事ですのでよろしくお願ひします。皆さんからその他の項で何かございませんか。

(なしの声)

議 長

ないようでしたら、本日の農業委員会会議はこれもちまして閉会といたします。

— 午後2時50分 閉 会 —